

## 保育料

保育料は、各年度4月1日時点の保護者の方  
 (父母)の市町村民税の所得割額等により決まります。  
 第2子は半額、第3子からは無料となります。  
 (多子カウントが令和2年4月より変更になります。)

また、父子・母子・障害者(児)世帯は、保育料の減免が  
 受けられます。

詳しくは、登米市子育て支援課へお問い合わせください。

階層区分	市民税所得割額	保育標準時間認定	保育短時間認定
		3歳未満児	3歳未満児
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0
		(※ 0)	(※ 0)
第3階層	48,600円未満	11,700	11,500
		(※第1子5,300)	(※第1子5,200)
第4階層	48,600円以上	18,000	17,700
	97,000円未満	(※第1子5,300)	(※第1子5,200)
第5階層	97,000円以上	26,700	26,300
	169,000円未満		
第6階層	169,000円以上	36,600	36,000
	301,000円未満		
第7階層	301,000円以上	48,000	47,200